



市役所からの お知らせ

●文中「SC」はサービスセンターの略です。

住宅のリフォームなどに 助成します

県と市では、住宅環境の向上のため、増改築やリフォームなどの工事費用を助成しています。

■**県制度：助成額は5万～20万円**

対象工事▶平成27年4月1日以降に完了し、28年3月18日(金)までに完了実績報告書を提出できる工事

で、次のいずれかに該当するもので、県内に本店がある建設業者などが行う増改築・リフォーム工事で、工事費用が50万円以上

②秋田杉を一定の割合以上使った木造住宅の新築・全面改築など

●**申し込み** 秋田地域振興局建築課 ☎(860)3491

■**市制度：助成額は5万円**

対象▶市内在住で市税の滞納がなく、市の住宅リフォーム助成制度を初めて利用するか。住宅は、

①③④のいずれかに該当するもの

*一戸建ては住宅用の車庫・物置を含む。併用住宅は、住宅部分

の延べ面積が建築物全体の延べ面積の2分の1以上。マンションなどの共同住宅は、対象者の

居住用専用部分のみ。

①対象者が所有し、居住している

②対象者が居住し、配偶者、親、または子が所有している

③対象者の親または子が所有し、居住している

④対象者が所有し、親または子が居住している

*②③④の「親」は配偶者の親も含みます。

対象工事▶市内に本店がある建設業者などが行う増改築・リフォーム工事で、工事費用が50万円以上。ただし、今年4月1日以降に完了し、来年3月末までに完了実績報告書を提出できるもの

●**申し込み** 住宅整備課 ☎(866)2134

空き家の活用と多世帯住宅の促進を支援

■**空き家定住推進事業**

対象者▶

①市の空き家バンク(※)に登録された空き家を購入し、市外から移住するかた(3年以上の定住)

②市の空き家バンクに登録された空き家を、賃貸する所有者または賃借して市外から移住するかた(5年以上の定住)

対象工事▶市内に本店がある建設業者などが施工する、定住するために必要な住宅の本体工事

補助額▶工事費の2分の1。購入は上限100万円、賃貸借は上限30万円

※市内の空き家を「売りたい」「貸したい」所有者のかたから登録申込を受けて、空き家の情報を市ホームページなどで情報提供し、仲介支援を行う制度。

■**多世帯同居・近居推進事業**

対象者▶

①市内で居住用に所有している住宅を改築・改修し、新たに多世帯同居(世帯数が1つ以上増加)をするかた(3年以上の同居)

②親、子、孫など三世代のいずれかが所有し、居住している住宅のそばに市外から近居(※)をするかた(3年以上の近居)

※転居して住居の距離が近くなること。直線で1キロ以内の世帯数が1つ以上となるのが条件。

対象となる工事または経費▶

①市内に本店がある建設業者などが施工する、同居に必要な住宅の本体工事

②住宅を新築または購入(中古住宅を含む)する費用、貸家の賃貸借契約に係る敷金・権利金・仲介手数料

補助額▶

①対象工事費の2分の1。市内在住者の同居は上限50万円、市外在住者か市内在住者のうち、18歳以下の子どもがいる世帯の同居は上限100万円

②住宅購入は上限100万円、賃貸借契約は上限30万円

*空き家の購入または同居する場合、上記の住宅リフォーム助成との併用が可能です。

●**申し込み** 住宅整備課 ☎(866)2134

北部墓地の 使用者を募集します

北部墓地(飯島字堀川)の使用者を募集します。募集案内をよく読んでお申し込みください。

募集区画数▶100区画(4㎡)
永代使用料▶28万5千円
管理手数料▶3千189円

対象▶①③のすべてを満たすかた

①市内に住所または本籍がある

②市内に住所があり、独立した生計を営む保証人を届け出できる

③遺骨がありながら墓地がなく寺院や自宅に保管している、または改葬(現在の墓地から遺骨をすべて移すこと)を希望する

募集案内の配布窓口▶生活総務課(市役所分館3階)、北部・西部・南部・河辺・雄和の各市民SC、アルヴェ駅東SC

*市ホームページからも入手できます。

申し込み▶5月1日(金)から12月25日(金)までの平日、午前8時30分～午後5時15分に生活総務課へ

●**問い合わせ** 生活総務課 ☎(866)2074

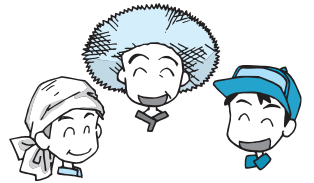
「ぐるる」のリーフレットに広告をのせませんか

中心市街地循環バス「ぐるる」のリーフレットに掲載する有料広告を募集します。このリーフレットは、観光案内所や観光施設、市内のホテルなどに計15,000部を配布します。

なお、広告内容は審査の上、掲載の可否を通知します。

募集内容 1 枠10字×12字を4枠。複数枠の応募もできます。広告料金は1枠25,000円

申込 5月1日(金)まで交通政策課へ。詳しくはお問い合わせを。☎(866)2085



6次産業化の取り組みを支援します

農林漁業者が行う加工・販売などの取り組みに対し、その事業費の一部を助成します。申込締切は5月29日(金)。事業を計画しているかたへの訪問相談にも応じますので、お気軽にご連絡ください。

対象▶農林漁業者(個人、グループ、農業生産法人など)と事業者。ただし、事業者の場合、市内産農産物の利用割合がおおむね2分の1を超える加工品が条件です

対象事業と補助率▶
①市内産農林水産物などを活用した商品の開発と改良など…補助率2分の1以内で上限は50万円

②市内産農林水産物などを加工するための施設および機械設備の整備など…補助率2分の1以内で上限は200万円

③農家民宿や農家レストランなどを開業するための、施設の新設および改修のための工事と機械設備の整備など…補助率3分の1以内で上限は100万円

●問い合わせ 農林総務課6次産業担当 ☎(866)2115

小規模修繕の受注希望業者の登録を受け付け

市が発注する、50万円以下の小規模修繕の受注を希望する業者登録を受け付けます。申請要領用紙は、契約課(市役所3階)かホームページから入手できます。

これまで登録されていたかたも、5月31日(日)で期間満了になります。引き続き受注希望のかたは、再度登録が必要です。

対象▶市内に主たる事業所があるかた。個人、法人、建設業の許可の有無、経営規模、従業員数などは問いませんが、市に建設工事、建設コンサルタントなどで登録しているかたは申請できません

有効期間▶平成27年6月1日(月)から29年5月末まで

登録受付▶契約課で5月11日(月)から22日(金)までの平日、午前8時30

分〜正午、午後1時〜5時

●問い合わせ 契約課 ☎(866)2165

児童厚生員を募集します

児童館などで、子どもたちの活動をお手伝いする児童厚生員(非常勤嘱託職員)を募集します。勤務条件など詳しくは、お問い合わせください。

応募資格▶保育士または教員免許があるかた

勤務時間▶月曜日から土曜日まで、1日4時間半または5時間

雇用期間▶5月1日(金)から来年3月31日(木)まで

面接試験▶4月23日(木) 申し込み履歴書と資格証明書の写しを、4月22日(水)(必着まで子ども育成課(市役所3階)へ。郵送も可。

〒010-8560 秋田市子ども育成課 ☎(826)9048

国民生活基礎調査に協力ください

4月下旬からそれぞれの調査日の前後にかけて、調査員が対象世帯を訪問しますので、ご協力をお願いします。

①国民生活基礎調査(世帯票)

世帯状況や医療保険、就業、健康などに関する調査です。

対象地区▶南通亀の町と下北手松崎の一部、雄和繋

調査日▶6月4日(木)

●問い合わせ 保健総務課 ☎(883)1170

②国民生活基礎調査(所得票) 所得に関する調査です。

対象地区▶右の①の調査を行った地区の一部です

調査日▶7月16日(木)

●問い合わせ 保護第二課 ☎(866)8941

水洗便所改造等資金の助成制度が変わりました

4月1日から、自宅のくみ取り便所を水洗トイレに改造する工事や、浄化槽を廃止して公共下水道などに接続する工事への融資あつせん制度と助成金制度が変わりました。

■融資あつせん制度：雑排水のみを排水するための排水設備の工事も対象になりました

■助成金制度：助成額が、公共下水道などの供用開始から3年内のかたには4万円、3年を経過したかたには2万円に変更になりました

●問い合わせ 上下水道局給排水課 ☎(823)8432